5.6.3
1258

労

労秘第一六七九號
昭和五年五月廿九日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長官 殿
大阪 神奈川 府縣 知事 殿

山本友禪工場労働爭議ニ關スル件（發生＝解決）

要旨

(1) 不況ノ爲メ收入激減シタルヲ以テ職工ハ本月廿四日生活ノ保証ヲ求メ工場主ノ田谷誠意ナシトシテ廿五日夕刻ヨリ罷業ス
(2) 職長ノ仲介ニテ廿八日午前九時解決ス

標記工場ニ労働爭議發生シタルモ間モ無ク解決シタルカ状況左
(イ)

職工代表ハ解雇手當日給四十五日分ヲ要求工場代表岡室ハ日給十四日分ヲ主張シテ讓ラス廿三日ヨリ會見三度ニ及フモ妥協点ヲ見出サヾリシカ本月廿六日午后六時ヨリ職長ノ交渉ノ結果左記條件ニヨリ円満解決セリ

(1) 解雇手當トシテ日給ノ二十五日分ヲ支給ス
(2) 爭議費用トシテ金一封ヲ（五十円）給ス

右及申（通）報候也